

別記様式第8号(別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第5、別記4の第6、別記5の第6関係)

## 鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業(都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止対策高度化事業)及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の評価報告(令和4年度報告) 鳥取県

### 1 被害防止計画の作成数、特徴等

県内の全市町村で計画を策定している。

計画の対象となっている鳥獣は11種類(イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ヌートリア、アライグマ、ハシブトガラス、ハシホソガラス、アオサギ、ダイサギ、コサギ、カワウ)で、本県において大きな被害を出しているイノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、カラス類等が対象鳥獣としてあがっている。

各市町村において、被害防除対策(侵入防止柵の整備)、捕獲対策等に関する計画を定め、鳥獣被害防止総合対策交付金(国補助事業)や鳥獣被害総合対策事業(県単補助事業)等を活用して計画に基づいた対策を推進している。

令和4年度に計画の終期を迎えたのは、鳥取市、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、北栄町、南部町、伯耆町、日野郡3町(日南町、日野町、江府町)の11市町で、再評価の対象になったのは岩美町である。

### 2 事業効果の発現状況

#### ①鳥獣被害防止総合支援事業について

・いずれの市町においても、被害防止計画に関する協議、被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための、農業委員会・農業協同組合・農業共済組合・猟友会などで構成する協議会を組織するなど地域の体制を整備しており、市町村又は協議会が地域の実情に応じて効果が高いと認めた事業について選択的に取り組んでいる。

・鳥取市鳥獣害対策協議会、智頭町鳥獣害対策協議会、八頭町、三朝町、伯耆町、日南町、日野町、江府町といった多くの市町・協議会が侵入防止柵の整備に取り組み、設置地区での被害軽減に寄与している。

・鳥取市鳥獣害対策協議会、智頭町鳥獣害対策協議会、八頭町鳥獣害対策協議会、三朝町鳥獣害対策協議会、南部町鳥獣害対策協議会、伯耆町鳥獣害対策協議会、日野郡鳥獣害対策協議会といった多くの協議会で、捕獲用具の整備に取り組み、設置地区での鳥獣の捕獲や被害の軽減に寄与している。

・北栄町では、実施隊による捕獲活動により鳥獣被害の軽減に寄与している。

#### ②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業について

・総合支援事業で取り組む北栄町を除き、いずれの市町もこの事業により有害鳥獣の捕獲に取り組んでおり、個体数の抑制や被害の軽減に寄与している。

#### ③鳥獣被害防止都道府県捕獲促進支援事業について

・県が実施した捕獲力アップ研修、技能研修等が、鳥獣被害対策に従事する者の人材育成に役立っている。

### 3 被害防止計画の目標達成状況

・今回報告を行った市町のうち、鳥取市、八頭町、三朝町、北栄町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町は被害防止計画の軽減目標を達成できたが、若桜町、智頭町及び再評価対象の岩美町については達成できなかった。

・鳥獣被害防止総合支援事業を活用して侵入防止柵の整備を進めた地区では、被害を防ぐことができている一方、被害対策を実施していない地区において被害が拡大している。

・捕獲数の増加により個体数の調整に一定の効果は上げているものの、個体数の増加傾向などにより、被害金額や被害面積が軽減目標を上回った。

### 4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

別紙のとおり

### 5 都道府県による総合的評価

・鳥獣被害防止総合支援事業(鳥獣被害防止総合対策交付金)や県事業等を活用して、被害防止計画に掲げた被害の軽減目標の達成に向けて、各市町村及び各市町村鳥獣被害防止対策協議会が、地域の実情にあった事業に選択的に取り組んでおり、多くの市町で一定の成果を上げることができた。

・一方、鳥獣の生息地に餌が豊富にあるかどうかといった植生等の自然条件により、年によって農地への鳥獣の出没が多い少ないがあるために、農業被害も年によって多い少ないが出てくるので、目標達成に至らなかった面もあった。

・鳥獣被害防止総合支援事業を活用して侵入防止柵の整備を進めた地区では被害を防ぐことができている一方、被害対策を実施していない地区において被害が拡大している。

・捕獲強化の取組強化による捕獲数の増加により個体数の調整に一定の効果は上げているものの、近隣県からの鳥獣の流入や、近年の積雪不足に伴って越冬できる個体数が増えたこともあって、鳥獣の個体数が増加傾向にあるため、大幅な被害の軽減が困難となっている。

・そこで、農業被害の7割をしめるイノシシ被害の軽減を図るため、令和4年度からイノシシ捕獲(猟期外)に鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を導入したことで、一定の成果を上げることができた。

・環境対策部局では、推定生息数を加味して捕獲目標数を増加させる第2種管理計画を策定しているが、鳥獣対策部署で取り組む鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業と、環境対策部署で取り組む指定管理鳥獣捕獲等事業等で連携を図りながら取り組んでいく必要がある。

・国においても鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業をはじめとする支援事業の十分な予算確保をお願いしているところであり、県としても限られた予算を効果的に活用するよう、市町村、地域における被害の実態、取組の状況を個別に点検しながら、より効果的な事業実施を指導していく必要がある。

・令和5年度は既存の侵入防止柵の地際点検や、箱わな等の捕獲効果などの検証に取り組むとともに、緩衝帯の整備についても事業化を働きかけていくなど、引き続き農業被害の軽減に努めていく。さらに、近年農業被害が目立つ地区について、被害時に講じていた対策、被害の原因、被害後に講じた(る)対策、今後講じようとしている対策、対策を講じない場合はその理由を調査するなどして具体的な被害の軽減に努めていく。



